

南九州市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和8年度財政援助団体等（指定管理者）の監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、その結果を公表する。

令和8年6月23日

南九州市監査委員	有 水 秀 男
南九州市監査委員	角 貞 己

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等（指定管理者）監査

3 監査の対象

令和 7 年度に指定管理者によって運営された公共施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況等

4 監査の着眼点

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象の公の施設の指定管理者を選定し、選定経緯、基本協定書、事業計画書及び指定管理施設状況調査表等の提出を求め、公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する課から説明を受けるとともに、必要に応じて関係職員等への質問を行い、書類審査並びに施設や備品等の管理状況について監査を行った。

6 監査の日程、実施場所及び対象部署

(1) 日程及び実施場所

日 程	実 施 場 所
令和 8 年 6 月 5 日	えい別府温泉センター

(2) 対象部署

福祉健康課社会福祉係

7 監査の結果及び意見

指定管理業務の実施状況、利用状況及び収支状況等について、関係書類に基づき監査した結果、施設の特性に応じたサービスが提供されており、概ね適正に管理運営されているものと認められる。

また、自主事業の積極的な展開及び指定管理者の発行するフリーペーパーへの記事の掲載等により、施設の利用者数は年々増加傾向にあり、指定管理者の経営努力が認められる。

今後とも、当施設が市民に満足してもらえる施設となるよう、所管課と指定管理者が連携を密にし、施設の効率的かつ効果的な管理と住民サービスの向上の実現を期待するものである。

なお、本監査において認められた指摘事項については、速やかに適切な改善措置を講じられたい。

(指摘事項)

- (1) 指定管理業務を行う際は、本施設が指定管理者により管理運営されている施設であることを利用者に示すため、施設内や案内パンフレット等に指定管理者名等を表示することと業務仕様書に定められているが、指定管理施設内において、指定管理者の名称、住所及び連絡先が表示されていなかった。利用者に対する責任所在の明確化及び利便性向上のため、速やかに当該情報を施設内の見やすい場所に表示すること。
- (2) 指定管理施設内に自動販売機等を設置する場合、市に行政財産使用許可申請書を提出し許可を得たうえで販売を行うことと業務仕様書に定められているが、前指定管理者からの継続設置であることを理由に、必要な行政財産使用許可申請が行われていない事実が認められた。前指定管理者からの継続設置であっても、指定管理者の交代に伴い、新たな指定管理者による適正な財産使用の手続きが必要であり、行政財産の無許可使用は不適当であるため、直ちに所管課と協議のうえ、適正な行政財産使用許可申請手続きを行うこと。
- (3) 管理等に関する収支は、原則として専用の口座を設け、事業者の他の会計と区分して会計処理するものと業務仕様書に定められているが、指定管理者事業報告書における収支状況を確認したところ、収入については指定管理業務と自主事業で区分されているものの、支出に関しては区分経理が行われておらず、各事業の収支が不明確な状態となっていると認められた。ついては、指定管理業務の正確な収支状況の把握及び公金の使途の透明性を確保するため、支出についても事業ごとに明確に区分経理を行うよう改善されたい。
- (4) 貸与備品等一覧表に記載されている備品のうち、既に使用不能となっている備品が施設内に保管されたままとなっている。当該備品は、所管課の備品台帳にも残った状態となっており、実態との不整合が生じている。施設の安全管理及び公有財産の適正な管理を図るため、使用不能となっている備品については、速やかに所管課と協議のうえ、必要な廃棄または更新手続きを執られたい。